

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年2月15日

愛媛地方税滞納整理機構管理者 野志 克仁

1 入札に付する事項

- (1) 件名
滞納管理システムの賃貸借
- (2) 賃貸借に係る物品及び数量
滞納管理システム 一式
- (3) 賃貸借の内容
別紙、仕様書のとおり
- (4) 契約期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）
- (5) 調達場所
愛媛地方税滞納整理機構（松山市大手町一丁目7番地3 松山大手町ビル2階）
- (6) 入札方法
 - ア 入札は、最低価格落札方式で行う。
 - イ 入札金額は、賃貸借料の月額を見積るものとする。
 - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものであることを要する。

なお、資格要件確認のため、愛媛県警察本部等に照会する場合がある。

- (1) 愛媛地方税滞納整理機構会計規則（平成18年機構規則第10号）に基づき、入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 地方団体の徴収金（地方税、延滞金等）を完納していること。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していない法人その他の団体又は個人。

- ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ②暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7)平成28年4月1日以降に、官公庁と、今回の入札対象と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

3 入札説明書及び契約書案の交付に関する事項

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合わせ先
郵便番号及び住所 790-0067 松山市大手町一丁目7番地3
愛媛地方税滞納整理機構総務課
電話 089-913-5886
FAX 089-941-7593
- (2) 入札説明書の交付期間
公告の日から令和3年2月22日(月)午前11時00分までの間(土曜、日曜及び祝日を除く。)、上記3の(1)の場所において入札説明書を交付する。
- (3) 入札説明会
実施しない。
- (4) 契約条項を示す日時及び場所
入札説明書の交付と同時に、契約書案を交付する。

4 入札等

- (1) 日 時 令和3年2月25日(木)午前10時30分
- (2) 場 所 松山市大手町一丁目7番地3
愛媛地方税滞納整理機構会議室
入札書の提出方法 入札場所で直接提出する。
開 札 即時開札とする。
- (3) 入札無効に関する事項
競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。
ア 参加する資格のない者
イ 当該競争について不正行為を行った者
ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
オ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

- カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者
- ケ 1人で2以上の入札をした者
- コ 代理人でその資格のない者
- サ 上記に掲げる者のほか、競争の条件に違反した者

(4) その他

①入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

②入札保証金
免除する。

③入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、次の期限までに入札説明書に定める競争入札参加資格審査申請書等の書類を提出しなければならない。

なお、管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限：令和3年2月22日（月）午前11時まで

イ 提出場所：上記3（1）に掲げる場所

④落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない機構職員にくじを引かせる。

(5) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(6) 契約の停止など

愛媛地方税滞納整理機構管理者に提出する申請書類等の記載事項に相違があることが判明したときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

本件貸借業務は、令和3年度予算を審議する愛媛地方税滞納整理機構議会において、当該予算の成立を条件として実施するものである。

入札説明書

愛媛地方税滞納整理機構が発注する「滞納管理システムの賃貸借に関する契約」の入札等については、公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和3年2月15日（月）

2 担当課 郵便番号及び住所 790-0067 松山市大手町一丁目7番地3
愛媛地方税滞納整理機構総務課
電話089-913-5886

3 契約概要

(1) 契約件名

滞納管理システムの賃貸借

(2) 賃貸借に係る物品及び数量

滞納管理システム 一式

(3) 賃貸借の内容

別紙、仕様書のとおり

(4) 契約期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 入札参加資格者名簿への登録

(1) 入札に参加する際には、愛媛地方税滞納整理機構会計規則（令和18年機構規則第10号。以下、「会計規則」という。）に基づき、入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

なお、資格者名簿は年度更新であることに注意すること。

(2) 提出書類

① 「競争入札参加資格審査申請書」様式第34号（第53条関係）

② 「会社概要書」（様式1）

(3) 提出期限 令和3年2月22日（月） 午前11時まで

5 参加要件

資格者名簿に登録があり、かつ、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

なお、資格要件確認のため、愛媛県警察本部等に照会する場合がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（令和14年法律第154号）又は民事再生法（令和11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者でないこと。

(4) 地方団体の徴収金（地方税、延滞金等）を完納していること。

- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していない法人その他の団体又は個人。
- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 平成28年4月1日以降に、官公庁と、今回の入札対象と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

6 参加要件の審査

入札参加を希望する場合には、参加要件の審査を受けること。

(1) 提出書類

① 「業務実績表」（様式2）

② 「誓約書」（様式3）

③ 保守体制表（任意の様式で可。ただし、A4用紙1枚以内に具体的に記載すること。）

(2) 提出期限 令和3年2月22日（月） 午前11時まで

(3) 審査結果の通知 書類提出後、令和3年2月24日午後5時までに郵便又は電話で通知する。

7 書類の提出先及び問合せ先

郵便番号及び住所 790-0067 松山市大手町一丁目7番地3

愛媛地方税滞納整理機構総務課

電話 089-913-5886

FAX 089-941-7593

8 書類の提出方法

持参又は簡易書留による郵送（提出期間内に担当課に必着）

9 入札者の資格の喪失

入札者は入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札の資格を失うものとする。

- (1) 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- (2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務遂行が困難と認められるとき。

- (3) 愛媛地方税滞納整理機構発注の契約に係る指名停止処分を受けたとき
- (4) 自己又は自社の役員が、5の(5)の①から⑦までのいずれかに該当するものであることが判明したとき、又は5の(5)の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

10 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和3年2月25日(木) 午前10時30分
イ 場 所 松山市大手町一丁目7番地3
愛媛地方税滞納整理機構会議室

(2) 入札書の提出方法

入札者の直接持参による入札とする。

(3) 入札方法等

- ① 入札は、「入札書」(様式4)により、本人又はその代理人が持参することにより行う。

ただし、代理人が入札する場合は、事前に「委任状」(様式5)を提出すること。

- ② 入札金額は、1ヶ月当たりの賃貸借料を見積もるものとする。

入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(入札者が見積る契約金額。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ③ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない機構職員を立ち合わせて行う。

- ④ 入札回数は3回を限度とし、落札しない場合において、予定価格と入札額との差が僅少のときは、直ちに随意契約に付し、入札辞退者を除く希望者から、原則として2回を限度として、見積書(様式6)を徴する。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
- カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ク 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により無効と認められるもの

を提出した者

ケ 1人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のない者

サ 上記に掲げる者のほか、競争の条件に違反した者

シ 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書

(6) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(7) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。

なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(8) 落札者の決定

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない機構職員にくじを引かせる。

1.1 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否

要する。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報、その他機構の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無に関わらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 本入札執行については、地方自治法、地方自治法施行令及び愛媛地方税滞納整理機構会計規則の定めるところによる。

仕 様 概 要 書

愛媛地方税滞納整理機構（以下、「当機構」という。）において導入している株式会社愛媛電算の滞納管理システムを利用するための構成機器等を更新し、引き続き同システムを利用するものである。

1 賃貸借概要

- (1) 滞納管理システム賃貸借業務
（滞納管理システムについて、当機構が賃貸借により利用できるようにすること。）
- (2) 賃貸期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする
- (3) 納入場所
愛媛県松山市大手町一丁目7番地3 松山大手町ビル2階
愛媛地方税滞納整理機構
- (4) 滞納管理システムの詳細
別紙仕様書のとおり
（機器構成等は、5に記載の株式会社愛媛電算担当者まで照会し動作確認を受けたうえで、機器構成明細書を当機構へ提出すること。）
- (5) リース契約に含まれる金額
 - ①ハードウェア及びソフトウェア経費
 - ②導入経費
 - ③機器等の保守経費

今回の調達範囲は、仕様書を満たすハードウェア・ソフトウェアの提供、機器の搬入・据付・データ移行・調整及び保守を含む役務の提供の全てであり、賃貸借期間の保守並びにライセンス利用を含む全てとする。

役務の提供とは、具体的には次のとおりである。

- ① 機器の搬入・据付・データ移行・調整及びこれらを実施するため
当機構職員との協議並びに資料作成
- ② ハードウェアに関する5年間の保守サービス
- ③ 今回設置する物品の次期更新時における撤去(機器の撤去、リサイクル)

ル法を遵守した撤去物品の廃棄処理)

④ 本調達に係わる設定資料及び管理資料の作成

なお、リース料の見積りにあたって、構成機器等の金額明細を必要とする場合は、5に記載の担当者まで照会すること。

2 その他

- ① 全ての機器類を動作させるために必要な、電源ケーブル、入出力装置、その他周辺機器の接続用ケーブル類等の配線材は、受注者が提供し、動作可能な状態に調整して納入すること。
- ② 導入については、業務に支障がないように配慮し、令和3年3月31日迄に完了すること。
- ③ 受注者は、保守に関する体制については当機構担当職員の承認を得ること。

3 ハードディスクの取り扱い

修理交換により取り外されたハードディスクおよびリース満了後に撤去するハードディスクについては、所有権を当機構に譲渡すること。

4 機密保持

本契約を履行する上で知り得た当機構に係る情報については、その機密を保持するものとし、当機構に無断で公開または第三者へ提供するなどの行為は禁止する。

5 同等品等の確認の照会先

株式会社愛媛電算

〒790-0067

愛媛県松山市大手町一丁目11番地7

担当者 河田 真也、玉井 秀樹

TEL:089-941-2226

FAX:089-941-2285

仕様書

1 外部アクセスサーバ

(1) 数量 1式

(2) 仕様

項目	仕様詳細
サーバ形状	<ul style="list-style-type: none"> ラックマウントモデルであること。 筐体サイズが2U以下であること。
CPU	<ul style="list-style-type: none"> インテルXeon E-2236 (3.40GHz/6コア) のCPUを1個以上有すること。
メモリ	<ul style="list-style-type: none"> 32GB(DDR4)以上
ハードディスク装置	<ul style="list-style-type: none"> RAID5構成とし、合計実容量が2.0TGB以上とすること。 万が一の障害にもシステムを停止することなく対応できるように、ホットプラグ対応とし、リザーブディスクも備えるように構成すること。 上記を構成するハードディスク装置の回転数は10,000rpm以上でSAS接続であること。
光学ドライブ	<ul style="list-style-type: none"> DVD-ROMドライブを備えること。 (DVD-ROM : 8倍速/CD-ROM : 24倍速以上)
バックアップ装置	<ul style="list-style-type: none"> 専用のバックアップNAS (1U)を備えること。 RAID5構成とし、合計実容量が2.0TGB以上とすること。 万が一の障害にもシステムを停止することなく対応できるように、ホットプラグ対応とし、リザーブディスクも備えるように構成すること。 Windows Storage Server 2016以上を備え、Active Directory と連携が行えること。 スケジュールを設定し、定期的に自動バックアップを行えること。
ディスプレイ解像度	<ul style="list-style-type: none"> 1280×1024ドット (1677万色) 以上表示可能なこと。
サーバ電源装置	<ul style="list-style-type: none"> 電源工事を不要とするため現構成と同じ100V対応とすること。 2系統の電源装置を内蔵し、冗長性を確保すること。
コンソール	<ul style="list-style-type: none"> ラック内に搭載されたディスプレイ・キーボードユニットを使って、サーバの操作が行えること。
基本OS	<ul style="list-style-type: none"> Windows Server 2016 Standard 以上とすること。
LAN	<ul style="list-style-type: none"> 1000BASE-T (RJ-45形状) 対応のインターフェースを2個以上搭載していること。
Webブラウザ	<ul style="list-style-type: none"> Internet Explorer (IE) 11.0、chrome87.0を搭載すること。
サーバセットアップ	<ul style="list-style-type: none"> 事前にハードウェアの動作確認を行うこと。(初期不良については、無償で迅速に対応すること。) 既存の19インチーフラックキャビネット (16U) にサーバを搭載・固定すること。 クライアントパソコンからインターネット及びメールが利用できるよう、リモートAPPの設定を行うこと。 UPSを制御するためのソフトウェアをインストールすること。
保守等	<ul style="list-style-type: none"> 導入後5年間は、オンサイト保守対応とすること。 ※オンサイト保守とは修理作業員が現地にて障害切り分け及び修理対応することをいう。 対応時間は業務前から業務終了後の作業があることも想定して、平日 8:00~19:00 (土日・祝日、年末年始を除く) とすること。 年1回の定期点検を行うこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 搬入は業務の妨げとならないよう担当者との協議の上、行うこと。 UPS等の周辺機器と接続するためのケーブルを用意すること。

2 滞納管理サーバ

(1) 数量 1式

(2) 仕様

項目	仕様詳細
サーバ形状	<ul style="list-style-type: none"> ラックマウントモデルであること。 筐体サイズが2U以下であること。
CPU	<ul style="list-style-type: none"> インテルXeon E-2236 (3.40GHz/6コア) のCPUを1個以上有すること。
メモリ	<ul style="list-style-type: none"> 64GB(DDR4)以上
ハードディスク装置	<ul style="list-style-type: none"> RAID5構成とし、合計実容量が2.0TGB以上とすること。 万が一の障害にもシステムを停止することなく対応できるように、ホットプラグ対応とし、リザーブディスクも備えるように構成すること。 上記を構成するハードディスク装置の回転数は10,000rpm以上でSAS接続であること。
光学ドライブ	<ul style="list-style-type: none"> DVD-ROMドライブを内蔵していること。 (DVD-ROM : 8倍速/CD-ROM : 24倍速以上)
バックアップ装置	<ul style="list-style-type: none"> バックアップデータ取得のため、RDXを接続すること。 バックアップソフトをインストール設定すること。 災害時にもOS/アプリケーションを再インストールすることなく、システムを迅速、簡単、確実に復旧できるように考慮すること。 カートリッジメディア3個を添付すること。
ディスプレイ解像度	<ul style="list-style-type: none"> 1280×1024ドット (1677万色) 以上表示可能なこと。
サーバ電源装置	<ul style="list-style-type: none"> 電源工事を不要とするため現構成と同じ100V対応とすること。 2系統の電源装置を内蔵し、冗長性を確保すること。
コンソール	<ul style="list-style-type: none"> ラック内に搭載されたディスプレイ・キーボードユニットを使って、サーバの操作が行えること。
基本OS	<ul style="list-style-type: none"> Windows Server 2016 Standard 以上とすること。
LAN	<ul style="list-style-type: none"> 1000BASE-T (RJ-45形状) 対応のインターフェースを2個以上搭載していること。
滞納管理システム	<ul style="list-style-type: none"> 滞納管理システムをサーバ1台及びクライアントPC20台上で正常動作するようにインストール及び設定し、既存データを移行すること。 納品完了から、5年間は障害や質疑対応等の電話対応及び、現地保守対応等を含むこと。
サーバセットアップ	<ul style="list-style-type: none"> 事前にハードウェアの動作確認を行うこと。(初期不良については、無償で迅速に対応すること。) 既存の19インチハーフラックキャビネット (16U) にサーバを搭載・固定すること。 滞納管理システムを利用できるようにDBソフト等のミドルソフトウェアをインストール設定した上で、既存サーバデータについても移行を実施し、今まで通り正常動作を確認すること。
保守等	<ul style="list-style-type: none"> 導入後5年間は、オンサイト保守対応とすること。 ※オンサイト保守とは修理作業員が現地にて障害切り分け及び修理対応することをいう。 対応時間は業務前から業務終了後の作業があることも想定して、平日 8:00~19:00 (土日・祝日、年末年始を除く) とすること。 年1回の定期点検を行うこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 搬入は業務の妨げとならないよう担当者と協議の上、行うこと。 UPS等の周辺機器と接続するためのケーブルを用意すること。 既存サーバについては、データ消去ソフトや物理的破壊等にて、データを削除し、削除されていることが分かるように写真等を納品すること。

3 滞納管理クライアント

(1) 数量 17台

(2) 仕様

項目	仕様詳細
形状	・省スペース型デスクトップとすること。
OS	・ Windows 10 Pro (64bit) 日本語版であること。 ・ OSインストールをした状態(メーカー添付でよい)のリカバリメディアを1式添付すること。
CPU	・ インテル Core i3-10100 プロセッサ(3.6GHz)以上のCPUを1個以上有すること。
メモリ	・ 8GB以上
ハードディスク装置	・ 500GB以上であること。 ・ 上記を構成するハードディスク装置の回転数は7200rpm以上でSerial ATA接続であること。
光学ドライブ	・ DVD-ROMドライブを内蔵していること。 (DVD-ROM : 8倍速/CD-ROM : 24倍速以上)
キーボード	・ JIS配列準拠した、109キーレイアウトで、テンキー付であること。 ・ 接続はUSBもしくは、PS/2であること。
マウス	・ 光学式マウスであること。 ・ 接続はUSBもしくは、PS/2であること。
LAN	・ 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T (RJ-45形状) 対応のインターフェースを1個搭載していること。
インターフェース	・ USB3.0を2ポート、USB2.0を2ポート搭載していること。 ・ 外部ディスプレイポートを有すること。
ディスプレイ	・ 21.5型ワイド以上であること。 ・ WXGA (1920×1080ドット) 以上表示可能なこと。
サウンド	・ マイク入力 : ステレオミニジャックを1有すること。 ・ ヘッドフォン/ライン出力 : ステレオミニジャックを1有すること。
アプリケーションソフト	・ Microsoft Office Standard 2016 ライセンスを台数分用意すること。 ・ 画像編集ソフトを台数分 (17式) 用意すること。 ・ PDF変換ソフトを1台分 (1式) 用意すること。
暗号化ソフト	・ JP1秘文 Data Encryption を台数分用意すること。 ・ ファイルを暗号化・複合化できるよう設定を行うこと。
セットアップ	・ Windows初期設定、ミドルソフトウェアインストール及び滞納管理システムを起動できる状態とすること。 ・ Windowsリモートデスクトップサービスライセンスを台数分用意し、アクセスサーバ経由でインターネットへの接続及びメールの送受信ができる状態とすること。 ・ Adobe Readerの最新版をインストールすること。 ・ Lhaplus (圧縮解凍ソフト) の最新版をインストールすること。 ・ 後述でも記載されてあるが、情報漏えい防止対策ソフトをインストール及び設定すること。 ・ ウィルス対策ソフトをインストールすること。 ・ 設置時に対象となるプリンタドライバをインストールし、テスト印刷を実施し印刷ができるか確認すること。 ・ 既存パソコンのデータ (エクセルなどのファイル等) を移行すること。(既存パソコンのデータは事前に整理しておくことを前提とする) ・ 滞納管理システムやソフトウェアがインストールされた状態に復旧できるようにリカバリメディアを1式納品すること。
保守	・ 導入後5年間は、オンサイト保守対応とすること。 ※オンサイト保守とは修理作業員が現地にて障害切り分け及び修理対応することをいう。 ・ 対応時間は土日・祝日、年末年始を除く業務時間内とすること。
その他	・ 搬入は業務の妨げとならないよう担当者と協議の上、行うこと。 ・ 既存パソコンについては、データ消去ソフトや物理的破壊等にて、データを削除し、削除されていることが分かるように写真等を納品すること。

4 滞納管理クライアント（ノート型パソコン）

(1) 数量 3台

(2) 仕様

項目	仕様詳細
形状	・ノート型パソコン
OS	・Windows 10 Pro（64bit）日本語版であること。 ・OSインストールをした状態（メーカー添付でよい）のリカバリメディアを1式添付すること。
CPU	・インテルCore i5-8265Uプロセッサ（1.6-3.9GHz）以上のCPUを1個以上有すること。
メモリ	・8GB以上
ハードディスク装置	・500GB以上であること。 ・上記を構成するハードディスク装置の回転数は5400rpm以上でSerial ATA接続であること。
光学ドライブ	・DVD-ROMドライブを有すること。内蔵タイプの用意が難しい場合は、外付けタイプでも可。（DVD-ROM：8倍速/CD-ROM：24倍速以上）
キーボード	・105キーレイアウト以上で、テンキー内蔵もしくは添付すること。
マウス	・光学であること。 ・接続はUSBであること。
LAN	・1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T（RJ-45形状）対応のインターフェースを1個搭載していること。
インターフェース	・USB3.0を2ポート以上搭載していること。 ・ミニD-sub15ピンを1つ以上有すること。外付け変換アダプタによる対応も可。 ・外部ディスプレイポートを有すること。外付け変換アダプタによる対応も可。
ディスプレイ	・15.6型ワイド以上であること ・WXGA(1366x768ドット)以上表示可能なこと。
サウンド	・マイク入力：ステレオミニジャックを有すること。 ・ヘッドフォン/ライン出力：ステレオミニジャックを有すること。
アプリケーションソフト	・Microsoft Office Standard 2016 ライセンスを台数分用意すること。 ・画像編集ソフトを台数分用意すること。
暗号化ソフト	・JP1秘文 Data Encryption を台数分用意すること。 ・ファイルを暗号化・複合化できるよう設定を行うこと。
セットアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・Windows初期設定、ミドルソフトウェアインストール及び滞納管理システムを動作できる状態とすること。 ・Windowsリモートデスクトップサービスライセンスを台数分用意し、アクセスサーバ経由でインターネットへの接続及びメールの送受信ができる状態とすること。 ・Adobe Readerの最新版をインストールすること。 ・Lhaplus（圧縮解凍ソフト）の最新版をインストールすること。 ・後述でも記載されてあるが、情報漏えい防止対策ソフトをインストール及び設定すること。 ・ウイルス対策ソフトをインストールすること。 ・設置時に対象となるプリンタドライバをインストールし、テスト印刷を実施し印刷ができるか確認すること。 ・既存パソコンのデータ（エクセルなどのファイル等）を移行すること。（既存パソコンのデータは事前に整理しておくことを前提とする） ・滞納管理システムやソフトウェアがインストールされた状態に復旧できるようにリカバリメディアを1式納品すること。
保守	<ul style="list-style-type: none"> ・導入後5年間は、オンサイト保守対応とすること。 ※オンサイト保守とは修理作業員が現地にて障害切り分け及び修理対応することをいう。 ・対応時間は土日・祝日、年末年始を除く業務時間内とすること。

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入は業務の妨げとならないよう担当者と協議の上、行うこと。 ・既存パソコンについては、データ消去ソフトや物理的破壊等にて、データを削除し、削除されていることが分かるように写真等を納品すること。
-----	--

5 スタンドアロンパソコン（ノート型パソコン）

(1) 数量 1台

(2) 仕様

項目	仕様詳細
形状	・ノート型パソコン
OS	<ul style="list-style-type: none"> ・Windows 10 Pro（64bit）日本語版であること。 ・OSインストールをした状態（メーカー添付でよい）のリカバリメディアを1式添付すること。
CPU	・インテルCore i5-8265Uプロセッサ（1.6-3.9GHz）以上のCPUを1個以上有すること。
メモリ	・8GB以上
ハードディスク装置	<ul style="list-style-type: none"> ・500GB以上であること。 ・上記を構成するハードディスク装置の回転数は5400rpm以上でSerial ATA接続であること。
光学ドライブ	・DVD-ROMドライブを有すること。内蔵タイプの用意が難しい場合は、外付けタイプでも可。（DVD-ROM：8倍速/CD-ROM：24倍速以上）
キーボード	・105キーレイアウト以上で、テンキー内蔵もしくは添付すること。
マウス	<ul style="list-style-type: none"> ・光学であること。 ・接続はUSBであること。
LAN	<ul style="list-style-type: none"> ・1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T（RJ-45形状）対応のインターフェースを1個搭載していること。 ・無線LAN（Wi-Fi）接続が可能なこと。
インターフェース	<ul style="list-style-type: none"> ・USB3.0を2ポート以上搭載していること。 ・ミニD-sub15ピンを1つ以上有すること。外付け変換アダプタによる対応も可。 ・外部ディスプレイポートを有すること。外付け変換アダプタによる対応も可。
ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> ・15.6型ワイド以上であること ・WXGA(1366x768ドット)以上表示可能なこと。
サウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・マイク入力：ステレオミニジャックを有すること。 ・ヘッドフォン/ライン出力：ステレオミニジャックを有すること。
オーディオ機能	・内蔵ステレオスピーカー、内蔵ステレオマイクを有すること。
Webカメラ	・Webカメラを有すること。
アプリケーションソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・Microsoft Office Standard 2016 ライセンスを台数分用意すること。 ・PDF変換ソフトを台数分用意すること。
暗号化ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・JP1秘文 Data Encryption を台数分用意すること。 ・ファイルを暗号化・複合化できるよう設定を行うこと。

セットアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ Windows初期設定を行い、インターネットに接続できる状態とすること。 ・ Adobe Readerの最新版をインストールすること。 ・ Lhaplus（圧縮解凍ソフト）の最新版をインストールすること。 ・ ウィルス対策ソフトをインストールすること。 ・ 設置時に対象となるプリンタドライバをインストールし、テスト印刷を実施し印刷ができるか確認すること。 ・ ステレオスピーカー、ステレオマイク、Webカメラが使用できるよう確認・設定すること。
保守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入後5年間は、オンサイト保守対応とすること。 ※オンサイト保守とは修理作業員が現地にて障害切り分け及び修理対応することをいう。 ・ 対応時間は土日・祝日、年末年始を除く業務時間内とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入は業務の妨げとならないよう担当者と協議の上、行うこと。 ・ 既存パソコンについては、データ消去ソフトや物理的破壊等にて、データを削除し、削除されていることが分かるように写真等を納品すること。

6 モノクロレーザープリンタ

(1) 数量 2台

(2) 仕様

項目	仕様詳細
印刷方式	・ LEDアレイ+乾式一成分電子写真方式
メモリ容量	・ 512MB以上
両面印刷	・ 標準で両面印刷ができること。
給紙	・ カセット：250枚×2段、手差しトレイ：100枚
ファーストプリント（A4）	・ 6.5秒以内に印刷できること。
プリント速度	・ A4：33枚/分、A3：19枚/分
用紙サイズ	・ A3/B4/A4/B5/A5、レター、リーガル、封筒、はがき、カスタムに対応していること。
インターフェース	・ USB2.0、USBホストを有していること。
ネットワーク	・ イーサネット（1000BASE-T/100BASE-TX、10BASE-T）を有していること。
外形寸法	・ 469（W）×392（D）×381（H）mm程度であること。
電源	・ AC100V±10%、50/60Hz±3Hz対応
環境	・ グリーン購入法、エコマーク、国際スタープログラム適合商品であること。
保守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入後5年間は、オンサイト保守対応とすること。 ※オンサイト保守とは修理作業員が現地にて障害切り分け及び修理対応することをいう。 ・ 対応時間は土日・祝日、年末年始を除く業務時間内とすること。 ・ 定期交換部品の対応を保守内で行うこと。
その他	・ 搬入は業務の妨げとならないよう担当者と協議の上、行うこと。

7 カラーレーザープリンタ

(1) 数量 1台

(2) 仕様

項目	仕様詳細
----	------

印刷方式	・LEDアレイ+乾式一成分電子写真方式
メモリ容量	・2GB以上
両面印刷	・標準で両面印刷ができること。
給紙	・カセット：550枚×1段、320枚×1段、手差しトレイ：110枚
ファーストプリント（A4）	・カラー：9.5秒以内、モノクロ：9.5秒以内に印刷できること。
プリント速度	・A4：35枚/分、A3：20枚/分
用紙サイズ	・A3/B4/A4/B5/A5、レター、リーガル、封筒、はがき、カスタムに対応していること。
インターフェース	・USB2.0、USBホスト
ネットワーク	・イーサネット（1000BASE-T/100BASE-TX、10BASE-T）を有していること。
外形寸法	・484（W）×552（D）×360（H）mm程度であること。
電源	・AC100V±10%、50/60Hz±2%対応
環境	・グリーン購入法、エコマーク、国際スタープログラム適合商品であること。
保守	<ul style="list-style-type: none"> ・導入後5年間は、オンサイト保守対応とすること。 ※オンサイト保守とは修理作業員が現地にて障害切り分け及び修理対応することをいう。 ・対応時間は土日・祝日、年末年始を除く業務時間内とすること。 ・定期交換部品の対応を保守内で行うこと。
その他	・搬入は業務の妨げとならないよう担当者と協議の上、行うこと。

8 ラック共用部

(1) 数量 1式（外部アクセスサーバと滞納管理サーバの共用）

(2) 仕様

項目	仕様詳細
ディスプレイ・キーボードユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ性を考慮するため、ラック内に収納できるラックマウントモデルであること。 ・サーバ作業スペースを広く確保し、操作ミスを防ぐように考慮して、1Uのスペースに17型液晶ディスプレイ/キーボード/ポインティングデバイスを収納可能なモデルとすること。 ・複数のサーバを切り替えて操作が可能なこと。
UPS	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバ毎に専用のUPSを備えること。 ・ラックマウントモデルであること。 ・1200VA以上の容量を有し停電時に自動で安全にサーバを停止させる機能を有すること。
保守等	<ul style="list-style-type: none"> ・導入後5年間は、オンサイト保守対応とすること。 ※オンサイト保守とは修理作業員が現地にて障害切り分け及び修理対応することをいう。 ・対応時間は土日・祝日、年末年始を除く業務時間内とすること。 ・UPSはバッテリー交換を保守内で対応すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の19インチハーフラックキャビネット（16U）に機器を搭載・固定すること。 ・搬入は業務の妨げとならないよう担当者と協議の上、行うこと。

9 センタースイッチHUB

(1) 数量 2台

(2) 仕様

項目	仕様詳細
ポート数	・8ポート以上

伝送速度	・1000Mbps/100Mbps/10Mbps
スイッチングファブリック	・40Gbps
サポート機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ポートベースVLAN、タグVLAN、マルチプルVLAN、VLAN登録数：256個 ・MACアドレスベース認証、MACアドレス登録数：8,000 ・スパンニングツリー ・ポートトランッキング ・ポートミラーリング ・ループガード
電源	・AC100V（50/60Hz）対応
消費電力	・最大16W以下
外形寸法	・263（W）×38（H）×179（D）mm程度
添付品	・ラックマウント取り付け金具を有すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の19インチハーフラックキャビネット（16U）にサーバを搭載・固定すること。 ・ラック内機器及びエッジスイッチHUBとLANケーブルで接続すること。 ・搬入は業務の妨げとならないよう担当者と協議の上、行うこと。

10 エッジスイッチHUB

(1) 数量 5台

(2) 仕様

項目	仕様詳細
ポート数	・8ポート以上
伝送速度	・1000Mbps/100Mbps/10Mbps
スイッチングファブリック	・16Gbps
サポート機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ポートベースVLAN、タグVLAN、セレクトダブルポート・マルチプルVLAN ・MACアドレスベース認証、MACアドレス登録数：8,000 ・ポートミラーリング ・ループガード
電源	・AC100V（50/60Hz）対応
消費電力	・最大7.5W以下
外形寸法	・265（W）×37（H）×67（D）mm程度
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・マグネット式で機の裏側もしくは、側面に貼付が可能なこと。 ・センタースイッチHUB及び各クライアント機器とLANケーブルで接続すること。 ・搬入は業務の妨げとならないよう担当者と協議の上、行うこと。

11 ファイアウォール装置

(1) 数量 1台

(2) 仕様

項目	仕様詳細
形状	・ラックマウント型、ファイアウォール専用機であること。
ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・拡張性を考慮して、複数ポート有すること。 （100BASE-TX/10BASE-Tに対応していること。）
外形寸法	・本体は1U以内に収まるものとし、ラックに搭載すること。

機能	<ul style="list-style-type: none"> ・光回線（FTTH）やADSL、CATVなどのブロードバンドモデムにも接続可能なこと。 ・セッション状態を監視しながらパケットを調査することが可能なこと。 ・UTM機能を搭載していること。 ・アドレス変換機能を実現できること（NAT等）。 ・最大同時セッション数50,000以上であること。 ・VPN機能を有すること。 ・IPv6にも対応していること。 ・ファイアウォールポリシー5,000以上。 ・ファイアウォールスループット1.5Gbps以上。 ・ファイアウォール処理（パケット/秒）2.2MPPS以上。 ・インターフェースとして、LAN側7ポート、WAN側2ポート、DMZ1ポート、USB1ポート、シリアル管理コンソール1ポートを有すること。
運用管理	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンを本体に接続すれば、Webブラウザを使った設定用画面によりすべての設定を行うことが可能なこと。
セットアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・現行のファイアウォールの設定を確認し、同様の設定を行うこと。また、実施した設定内容が分かる資料を提出すること。
保守等	<ul style="list-style-type: none"> ・導入後5年間は、オンサイト保守対応とすること。 ※オンサイト保守とは修理作業員が現地にて障害切り分け及び修理対応することをいう。 ・対応時間は業務前から業務終了後の作業があることも想定して、平日 8:00～19:00（土日・祝日、年末年始を除く）とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入は業務の妨げとならないよう担当者と協議の上、行うこと。

12 情報漏えい防止対策ソフト

(1) 数量 クライアントPC20台分

(2) 仕様

項目	仕様詳細
標的型攻撃対策ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・メールやWEBページ閲覧時の攻撃など、既知・未知にかかわらず脆弱性を狙った攻撃を防御できること。 ・複数の検索エンジンにより防御が可能なこと。 ・管理者により一元管理が可能な統合管理コンソールを備えること。 ・納品完了から5年間のライセンス更新費用を含むこと。
操作ログ管理・デバイス制御ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・「どの端末で」「誰が」「いつ」「何をしたか」を操作ログとして記録できること。 ・USBメモリ、DVD-RAMなどのデバイス単体に書込の許可・禁止を設定できること。 ・管理者のみ管理画面より設定内容及び運用状況を確認でき、必要に応じて変更が行えること。

賃 貸 借 契 約 書

愛媛地方税滞納整理機構 管理者 野志 克仁（以下、「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）は、次のとおり滞納管理システムの賃貸借に関する契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 賃貸借物件（以下、「物件」という。）は、次のとおりとする。

滞納管理システム 一式
（詳細は、機器等明細書のとおり）

（契約の内容）

第3条 乙は、甲に対して、この契約の条項に従って物件の使用を提供し、甲は乙に対して賃貸借料を支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（設置場所）

第5条 物件の設置場所は、甲所在地とする。

（契約期間）

第6条 この契約の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日の5年間とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づく長期継続契約によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

（賃貸借料）

第7条 物件の賃貸借料は、月額_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円。）とする。

2 消費税額は、この契約の成立日の消費税及び地方消費税の率により計算したものであり、甲は、消費税及び地方消費税の率が変更された場合は、変更後の税率による消費税及び地方消費税の額を乙へ支払うものとする。

（保守）

第8条 前条の賃貸借料には、物件の保守に係る費用を含むものとする。

2 乙は、その責任において、物件の保守を行うものとする。

3 乙は、前項の保守を、甲に通知したうえで委託して行うことができるものとする。委託を受けた者は、甲の書面による承諾を得た場合に限り再委託することができるものとする。

(賃貸借料の支払い)

第9条 乙は、甲の使用した当月分の賃貸借料を翌月10日までに請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受け、適正と認めたときは、これを30日以内に支払うものとする。

(遅延利息)

第10条 乙は、甲が前条第2項の期間内に支払をしなかったときは、支払期日の翌日から起算して遅延日数1日につき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示(昭和24年12月12日大蔵省告示991号)の割合で計算した遅延利息を甲に請求することができるものとする。

2 前項により計算した遅延利息の金額が100円未満であるとき、または遅延利息の金額の100円未満の端数については、切り捨てるものとする。

3 天災その他やむを得ない理由によるときは、遅延日数には算入しないものとする。

(物件の引渡し)

第11条 乙は、物件を甲の指定する場所に設置し、ネットワーク環境の設定・旧端末からのデータ移行等を行い、使用できる状態に調整して、物件を甲に引渡すものとする。
なお、物件の設置時に必要なネットワーク環境等の設定条件については、甲が乙に対し指示するものとする。

2 前項の搬入・据置・データ移行・調整・引渡しに要する経費は、乙の負担とする。

(物件の管理)

第12条 甲は、物件の使用及び管理については、善良な管理者の注意を持って行うものとする。

2 甲は、物件の使用に際し、乙の提供するソフトウェア以外のソフトウェアをインストールすることができる。ただし、これに伴って発生した障害の責任は、甲が負うものとする。

(守秘義務)

第13条 乙(乙の社員及び乙の指定する者を含む。)は、物件の納入より知り得た業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(保険)

第15条 乙は、物件の賃貸借期間中、乙の名義で物件に保険を付さなければならない。

- 2 物件に保険事故が発生したときは、保険金は乙が受け取る。
- 3 乙は、前項の保険金を次の用途に使用するものとする。
 - (1) 物件の復元又は修理若しくは同種物件への交換。
 - (2) 保険事故により第三者に与えた損害に対する補償。

(契約不適合責任)

第 16 条 甲は、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(損害賠償)

- 第 17 条 甲が自己の責めに帰すべき理由により、物件を滅失又は使用不能（修理不可能）の状態にき損したときは、乙は、甲にその賠償を請求できるものとする。
- 2 第 13 条の守秘義務に違反するなど、乙の責めに帰すべき理由により、甲が損害を被った場合は、甲は乙にその賠償を請求できるものとする。

(甲の解除権)

- 第 18 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。
 - (2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
 - (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。
 - 3 乙は、第 1 項又は第 2 項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第 19 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(違約金)

第 20 条 前条の場合の違約金については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

(物件の返還)

第 21 条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、または第 18 条の定めによりこの契約が解除されたときは、物件を速やかに乙に返還するものとする。

2 物件返還時に、ハードディスクについては、所有権を甲に譲渡するものとする。なお、修理交換により取り外されたハードディスクについても同様とする。

3 前項を含む物件返還時の撤去費用については、乙の負担とする。

(権利の譲渡)

第 22 条 乙は、あらかじめ甲の承諾を得なければ、この契約上の権利の全部又は一部を、第三者に譲渡することができない。

(契約の費用)

第 23 条 この契約の締結に関する費用は、乙の負担とする。

(物件の移動)

第 24 条 甲は、物件を設置場所から移動する必要があるときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

(管轄裁判所)

第 25 条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(協議)

第 26 条 この契約の履行につき疑義を生じた事項又はこの契約に定めない事項についてはその都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

愛媛県松山市大手町一丁目 7 番地 3

甲 愛媛地方税滞納整理機構
管 理 者 野 志 克 仁

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛地方税滞納整理機構個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受注者は、愛媛地方税滞納整理機構の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するために愛媛地方税滞納整理機構から提供された個人情報が記録された資料等を、愛媛地方税滞納整理機構の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ愛媛地方税滞納整理機構の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 受注者は、愛媛地方税滞納整理機構の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、愛媛地方税滞納整理機構が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 受注者が愛媛地方税滞納整理機構の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、受注者の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するため愛媛地方税滞納整理機構から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに愛媛地方税滞納整理機構に返還するものとする。ただし、愛媛地方税滞納整理機構が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 受注者は、この契約による業務を処理するため受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、愛媛地方税滞納整理機構が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 愛媛地方税滞納整理機構は、受注者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 愛媛地方税滞納整理機構は、受注者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに愛媛地方税滞納整理機構に報告し、愛媛地方税滞納整理機構の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより愛媛地方税滞納整理機構又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により愛媛地方税滞納整理機構又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第14 愛媛地方税滞納整理機構は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。